

鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、本市における移住・定住の促進及び地域の担い手不足の解消及び地域課題の解決を図るため佐賀県外に在住していた者のうち、本市に移住し、就業、起業、事業承継又は空き家の活用等をしようとする者に対し、予算の定める範囲内において移住支援金を交付することとし、補助金の交付については、佐賀県さが暮らしスタート支援事業補助金交付要綱（以下「県要綱」という。）、佐賀県さが暮らしスタート支援事業実施要領（以下「県要領」という。）、鳥栖市補助金等交付規則（平成15年規則第5号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 転入 本市に住居を移し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき住民登録することをいう。
- (2) 事業所等 製造業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業及びインターネット付随サービス業（それぞれ統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定するものをいう。）の用に供する施設又は本社機能を有する施設をいう。
- (3) 本社機能 鳥栖市事業所等の立地奨励に関する条例施行規則（平成17年規則第20号）第2条第10号に規定する本社機能をいう。
- (4) 同一世帯 住民票における同一の世帯をいう。

(事業の概要)

第3条 本要綱に定めるさが暮らしスタート支援事業は、佐賀県外から移住して就業、起業、事業承継又は空き家の活用等をしようとする者が、第4条に定める移住支援金の支給要件を満たす場合に、移住支援金を給付する事業をいう。ただし、「鳥栖市地方創生移住支援金交付要綱」に基づく移住支援事業の対象となる者及び「事業引継ぎ奨励金交付要領」に基づく「移住加算奨励金」の交付を受ける者は除く。

(支援金の額及び支給要件)

第4条 支援金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 単身での移住の場合 600,000円
 - (2) 世帯での移住の場合 1,000,000円
- 2 支援金の支給要件は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める要件とする。
- (1) 単身での移住の場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。
 - ア 転入時の年齢が59歳以下の者であること。
 - イ 別表1の要件を満たすこと。
 - ウ 令和7年3月31日までに別表2の(1)から(8)までの要件のうち、いずれかの要件を

満たすこと。

(2) 世帯での移住の場合 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

ア 転入時の年齢が59歳以下の者であること。

イ 別表1の要件を満たすこと。

ウ 令和7年3月31日までに別表2の(1)から(8)までの要件のうち、いずれかの要件を満たすこと。

エ 別表3の要件を満たすこと。

(交付の申請)

第5条 申請者は、鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付申請書(様式第1号)に別表6に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 支援金の申請は、同一世帯において1回限りとする。

(交付の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、支援金の交付を決定し、その旨を鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付決定通知書(様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 支援金の交付決定を受けた申請者は、鳥栖市さが暮らしスタート支援金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(支援金の返還)

第8条 市長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる事項に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 地域活性化等起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

オ 移住支援金の申請日から1年以内に承継した事業を廃止した場合

カ 空き家の取得、改修等に係る市町の支援制度の交付決定等を取り消された場合

キ 農林漁業への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に農林漁業に就業しなかった場合、又は農林漁業に就業後1年以上継続しなかった場合

ク 伝統工芸等への就業前の研修を修了しなかった場合、研修修了後1年以内に伝統工芸等に就業若しくは開業をしなかった場合、又は伝統工芸等へ就業若しくは開業後1年以上継続しなかった場合

(2) 半額の返還 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

附 則

1 この要綱は、令和4年8月2日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年2月7日から施行し、令和4年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に転入した者に対する移住支援金の要件の適用については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和5年7月31日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

附 則

- 1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。

別表 1

移住等に関する要件

(1)～(3)の全ての要件を満たすこと。

(1) 移住元に関する要件	次に掲げる事項の全てを満たすこと。 ア 住民票を移す直前（注1）の10年間のうち、通算5年以上佐賀県外に居住していたこと。 イ 住民票を移す直前（注1）に連続して1年以上、佐賀県外に居住していたこと。
(2) 移住先に関する要件	次に掲げる事項の全てを満たすこと。 ア 本市内に転入したこと。 イ 令和4年4月1日以降令和7年3月31日までに転入したこと。 ウ 移住支援金の申請時において、転入後1年以内（注2）であること。 エ 本市に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
(3) その他の要件	次に掲げる事項の全てを満たすこと。 ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。 イ 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。 ウ 本市の市税を滞納していないこと。 エ 佐賀県及び本市が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

注1：住民票を移す直前に県内の他市町において農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受けた者については、当該研修受講のために住民票を移す直前のことを指す。

注2：佐賀県外から本市に転入し、農林漁業・伝統工芸等の就業前の研修を受講した者については、転入日は当該研修を受講するために佐賀県外から本市に住民票を移した日とし、転入後の当該研修期間については、申請期間である1年間の算定に含めない。また、別表4に定める「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）を活用した者については、就業開始日から研修開始日までの期間を、申請期間である1年間の算定に含めない。

別表 2

就業、起業、事業承継、空き家の活用等についての要件

<p>(1) 就職に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。</p> <p>イ 就業先が、佐賀県が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として「さがジョブナビ」に掲載している求人であること。</p> <p>ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。</p> <p>エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5の2(1)①に示す対象法人に就業していること。</p> <p>オ 上記求人への応募日が、「さがジョブナビ」に上記イの求人が「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第5に定める移住支援事業に係る移住支援金の対象として掲載されている期間中であること。</p> <p>カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。</p> <p>キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>ク 上記求人への就職日が、転入日の3か月前の日以降であること。</p>
<p>(2) 起業に関する要件</p>	<p>「佐賀県地方創生移住・地域活性化等起業支援事業実施要領」第6に定める地域活性化等起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
<p>(3) 農林漁業に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 令和6年4月1日以降に、県内において農林漁業に就業した者のうち、別表4に掲げる人材確保支援策又は本市が別に定める人材確保支援策を活用した者であること。又は令和7年3月31日時点で別表4に掲げる人材確保支援策の活用を前提に翌年度も引き続き研修を受講予定の者であること。</p> <p>イ 移住支援金の申請日から5年以上、農林漁業への就業を継続する意思を有していること。</p>
<p>(4) スポーツ振興に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 就業先が、佐賀県が進めるSAGAスポーツピラミッド構想に賛同し、スポーツ選手又はスポーツ指導者を採用する県内の佐賀県S</p>

	<p>S Pアスリートジョブサポートリー企業（法人）であること。</p> <p>イ 佐賀県SSPアスリートジョブサポートリー企業（法人）に就業した者のうち、別表4に掲げる人材確保支援策を活用し、当該法人に就業した者であること。</p> <p>ウ 転入日の3か月前の日以降に、当該法人に就業したこと。</p> <p>エ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上継続して勤務し、佐賀県内において、スポーツ選手又はスポーツ指導者として活動する意思を有していること。</p>
<p>(5) 伝統工芸等に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 別表5に掲げる事業者（県内に限る。）に就業した者又は同表に掲げる事業者（県内に限る。）として新たに開業した者であること。又は、令和7年3月31日時点で翌年度も引き続き伝統工芸等の就業前の研修を受講予定の者であること。</p> <p>イ 転入日の3か月前の日以降に、当該事業者に就業し、又は当該事業者として開業したこと。</p> <p>ウ 別表5に掲げる製品の担い手として、移住支援金の申請日から5年以上、就業先に継続して就業し、又は開業した事業を継続する意思を有している（注1）こと。</p> <p>注1：一定期間の就業後、就業先を退職し、当該製品の担い手として独立開業する意思を有している場合も含む。</p>
<p>(6) 事業承継に関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 県内に所在する株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利活動法人等の事業又は個人事業を、佐賀県事業承継・引継ぎ支援センターの支援を受けて承継し、その代表者となる者であること。</p> <p>イ 令和4年4月1日以降に、事業承継が成立したこと。</p> <p>ウ 移住支援金の申請日から5年以上、申請者が承継するアの事業を継続する意思を有していること。</p>
<p>(7) 空き家活用に 関する要件</p>	<p>次に掲げる事項の全てを満たすこと。</p> <p>ア 市町が設置する空き家バンク制度を活用し、居住することを目的として空き家を取得した者であること。</p> <p>イ 令和5年4月1日以降に、当該空き家を取得したこと。</p> <p>ウ 当該地の空き家の取得後に、当該空き家の所在地に住民票を移したものであること。</p> <p>エ 移住支援金の申請日から5年以上、居住することを目的として当該空き家を継続して保有する意思を有していること。</p>

<p>(8) 本市が設定する要件</p>	<p>次のいずれにも該当する事業所等に勤務する者で、雇用期間の定めのない正社員であること。ただし、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。</p> <p>ア 市と進出協定を締結し、当該協定に基づき、市内に新たに設置された事業所等であること。</p> <p>イ 令和6年4月1日以降に操業を開始した事業所等であること。</p>
----------------------	---

別表 3

2人以上の世帯の場合の要件

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- | |
|--|
| <p>ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。</p> <p>イ 申請者を含む2人以上の世帯員が支援金の交付申請日において、同一世帯に属していること。</p> <p>ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも令和4年4月1日以降令和7年3月31日までに本市に転入したこと。</p> <p>エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも支援金の交付申請日において、転入後1年以内であること。</p> <p>オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> |
|--|

別表 4

区 分	実施主体	人材確保支援策
農 業	各市町	新規就農者育成総合対策（経営開始資金）
漁 業	佐賀県漁業就業者支援協議会	経営体育成総合支援事業（長期研修事業対象者）
林 業	全国森林組合連合会	「緑の雇用」新規就業者育成推進事業（林業作業士研修対象者）
スポーツ	公益財団法人佐賀県スポーツ協会	S S P 選手・指導者佐賀定着支援金
	佐賀県	S S P アスリートジョブサポによる職業紹介

別表 5

産品名	事業者	団体等
伊万里・有田焼	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	佐賀県陶磁器工業協同組合（登録商社を含む）、佐賀県陶磁器商業協同組合、伊万里・有田焼伝統工芸士会、左項市町の商工会議所又は商工会
	有田町、伊万里市、武雄市又は嬉野市に主たる事業所を有し、伊万里・有田焼の原材料等（陶土、生地、型、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	肥前陶土工業協同組合、左項市町の商工会議所又は商工会
唐津焼	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の製造又は卸売を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	唐津焼協同組合、唐津観光協会、左項市町の商工会議所又は商工会
	唐津市、多久市、伊万里市、嬉野市、武雄市、玄海町、有田町又は白石町に主たる事業所を有し、唐津焼の原材料等（陶土、溶剤、釉薬、絵具）の製造等を主たる業務とする事業者であって、右項に掲げる団体に加入する事業者	左項市町の商工会議所又は商工会
白石焼	右項に掲げる団体に加入する事業者	白石焼陶器組合
諸富家具・建具	同上	諸富家具振興協同組合
小城羊羹	同上	小城羊羹協同組合
神埼そうめん	同上	神埼そうめん協同組合
西川登竹細工	同上	佐賀・長崎竹工販売組合
うれしの茶	右項に掲げる団体に加入する事業者。ただし、うれしの茶を取扱う事業者に限る。	嬉野茶商工業協同組合又は佐賀県茶商工業協同組合

名尾手漉和紙	右項に掲げる事業者	名尾手すき和紙株式会社
鍋島緞通	同上	株式会社鍋島緞通吉島家、吉島伸一鍋島緞通株式会社又は株式会社織りものがたり
肥前びーどろ	同上	副島硝子工業株式会社
浮立面	同上	小森恵雲又は中原恵峰
弓野人形	同上	江口人形店

別表 6

要件別	確認書類
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・身分証明書の写し（マイナンバーカード、運転免許証等） ・本市の住民票の写し（謄本） ・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し ・本市の市税を滞納していないことの証明書 （申請者が外国人の場合） ・永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有することを証明する書類の写し
世帯向けの金額を申請する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・本市の住民票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の本市での住所を確認できる書類） ・移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所を確認できる書類）
就職に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（就職）
起業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・起業支援金の交付決定通知書の写し
農林漁業に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> （農業の場合） ・新規就農者育成総合対策（経営開始資金）の交付決定通知書の写し （農業研修中の場合） ・佐賀県就農準備資金等研修計画の承認通知書の写し、又は新規就農者育成総合対策（就農準備資金）の交付決定通知書の写し （林業の場合） ・就業証明書（漁業・林業） ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修承認通知書の写し ・「緑の雇用」新規就業者育成推進事業の研修実施計画書の写し （漁業の場合） ・就業証明書（漁業・林業） ・長期研修支援事業（独立型）実施の認定通知書の写し （研修受講後に申請する場合） ・農林漁業研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）
スポーツ振興に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・就業証明書（スポーツ）

合	
事業承継に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業承継支援証明書（事業承継） ・ 事業承継の成立を証する書類（契約書、覚書、代表者の変更を証する書類、事業計画書等）の写し
伝統工芸等に関する要件に該当する場合	<p>（就業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書（伝統工芸） <p>（開業の場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人事業の開業・廃業等届出書の写し又は開業届出済証明書の写し ・ 別表5「団体等」に加入したことを証する書類の写し（研修受講後に申請する場合） <p>（研修受講中に申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修受講及び就業等に関する申告書（伝統工芸等） ・ 受講中証明書（伝統工芸等）又は伝統工芸等研修の受講中であることを証明する書類の写し <p>（研修受講後に申請する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 伝統工芸等研修の受講証明書の写し（受講内容、受講地及び受講期間が確認できるもの）
空き家活用に関する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が設置する空き家バンク活用を証する書類の写し ・ 空き家取得の成立を証する書類（契約書、覚書、所有者の変更を証する書類等）の写し
本市が設定する要件に該当する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業証明書